

# 今後の検討の進め方等について

令和元年10月30日

厚生労働省医薬・生活衛生局

# 今後のスケジュール（案）について

開催予定		主な内容	
令和元年10月30日	第1回検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法の政省令の策定状況の説明</li> <li>今後の進め方</li> </ul>	
令和元年11月中旬	第2回検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>施行通知案の内容の検討</li> </ul>	
令和元年11月下旬頃	改正食品衛生法3年省令公布、施行通知発出、Q&Aの公表（随時改訂）		
令和元年12月以降	4～6ヶ月に1回程度の頻度で開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等・業界団体等からの疑義照会のうち、全国的に解釈・運用を平準化する必要がある事項について検討</li> </ul> <p>→検討結果を踏まえて、厚生労働省から都道府県等に対して技術的助言の通知、Q&amp;Aへの反映</p>	必要に応じて事業者団体等からのヒアリングを実施

# 施行通知に記載する主な内容について（案）

- 各営業許可業種の定義に関する留意点
- 各営業許可施設基準に関する留意点

## 営業規制に関する検討会のとりまとめを踏まえた内容

- 「調理」と「製造」の考え方
- 簡易飲食店営業の具体的な業態
- 営業に該当しない集団給食施設の取扱い（届出の対象）、病院・学校等が外部事業者調理を委託する場合の取扱い（営業許可の対象）等

## 営業規制に関する検討会のとりまとめで課題となっていた内容等

- 調理機能を有する自動販売機に該当する要件（基準（高次機能）を満たす自動販売機を識別する情報（型番等）について共有する仕組み、屋内・屋外設置の区別について）
- 野菜果物販売業が行うタマネギの皮剥きや野菜・フルーツのカット、漬物（塩漬、ぬか漬け）の販売等、簡易な加工・調理の取扱い
- 農業・水産業（一次産業）における行為で届出不要とする範囲
- キッチンカーでできる行為の範囲の整理 等

## その他

- 許可・届出の標準様式
- 営業規制に関する過去の通知の整理（廃止するもの・継続させるもの） 等